

一般財団法人柏崎市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏崎地域の体育振興に功績のあった者を表彰するものである。

(種類と基準)

第2条 表彰は、次に定める規程の一つ以上に該当する個人又は団体であって、常に体育の向上発展を目指し、社会生活においても模範である者でなければならない。

1 体育功労賞

- (1) 当地域の体育振興と名誉を高揚する上で多大な功績があった者
- (2) 学問又は技術研究の上で多大な功績があった者

2 指導者賞

- (1) 優れた指導実績により、当地域の体育振興に著しい功績があった者
- (2) 優れた指導技術により、優秀な競技者の育成に努めた者
- (3) 所属団体を永年にわたり優秀な成績を上げさせた者

3 スポーツ栄誉賞

- (1) オリンピック、世界選手権等国际競技会の日本代表に選出された者
- (2) 偉大な記録又は成果を収めた者

4 特別優秀競技者賞

- (1) 継続的な努力により永年にわたり競技者として新潟県のトップレベルにある者

5 感謝状

- (1) 前後各項の他、加盟団体等において当該団体及び本会の発展及び振興に貢献した者、及び賛助会として永年にわたり本会に協力した企業・個人（者）

6 優秀競技者賞

- (1) 競技者として全国大会に出場し、優秀な成績を収めた者
- (2) オリンピック、世界選手権等国际競技会の日本代表の候補選手に選出された者

7 競技者賞

- (1) 県以上の公式大会において優秀な成績を収めた者

8 奨励賞

- (1) 県以上の公式大会において優秀な成績を収めた者

(内申)

第3条 本会加盟団体は、第2条の各項に該当する者を別に定める様式に従い、指定の期日までに本会会長宛に内申するものとする。なお、本会事務局は本会に加盟していない団体または、個人を同様に内申することができる。

(決定)

第4条 本会が設置する表彰選考会において、内申された者について審査検討を行い、表彰該当者を選出し、理事会で決定するものとする。なお、本件に関する表彰選考会及び理事会は、公にすることで率直な意見交換及び表彰の適否を決定する中立性が損なわれ、結果として公正な表彰選考を行うことができなくなる恐れがあることから、審査議事及び評価内容は非公開とする。

(年度内規)

第5条 表彰に必要な事項は、その年度ごとに定めるものとする。

1 プロ選手、プロチームについては当分の期間、認めない。

(当分の期間とは「市からの補助金助成の変化、社会情勢の変化等を勘案して理事会で決める」こととする)

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、本会が設置する表彰選考会において必要に応じて検討を行い、理事会で決定するものとする。

(細則)

第7条 この規程の施行は、別に定めた細則に基づくものとする。

(附則)

この規定は、平成30年4月1日から実施する。

この規定は、平成31年4月1日から実施する。

この規程の改定は、令和元年12月3日から実施する。

この規程の改定は、令和6年4月1日から実施する。